

大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針の改正案について

1. 背景

- (1) 近年、多くの漁船で船価の高騰が大きな課題となっていることから、船型の共通化を進めることで船価をできるだけ抑えることが重要。
- (2) 大中型まき網漁業においては、
 - ・ 網船の大型化によって船舶の居住環境改善や安全性向上を図りつつ、収益性を確保する構造改革を進めており、
 - ・ その際、船団全体としての漁獲能力を増やさないために、網船の網台面積等は従来と同規模とすることや、船団の隻数を縮減することを要件としており、
 - ・ 当該内容について、「大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針」（以下「取扱方針」という。）に審査基準として規定している。
- (3) 当該基準では、現在同じ船舶階層区分（以下「階層区分」という。）に属している船舶であっても、過去に属していた階層区分によって大型化できる船舶のトン数上限が異なっており、船型の共通化を進める際の支障となっている。
- (4) なお、近年、大中型まき網漁業の対象魚種はTAC・IQ管理が定着してきており、例えば北部太平洋海域ではサバ類及びマイワシについてIQ管理が導入されているほか、マアジや太平洋クロマグロ、対馬暖流系のサバ類についてもTACにより管理されていることから、船舶のトン数上限の変更が直ちに漁獲量の増加にはつながらない状況となっている。

2. 改正案の内容

- (1) 別紙のとおり、過去に属していた階層区分によらず、網船を大型化できる船舶のトン数上限を統一化するための改正を行うこととする。
- (2) なお、今後も網台面積や魚そう容積、船団の隻数に上限を設けることとし、これらの規定は維持する。

大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針（令和2年11月27日付け2水管第1649号水産庁長官通知）の
改正案 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後		改正前	
別表第3		別表第3	
区 分	基 準	区 分	基 準
別表第1の1の階層3の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン未満に大型化した場合であって、今般200トン以上に大型化しようとする場合	① 当該操業区域で操業する別表第1の1の <u>階層3又は4</u> の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した許可船舶（当該海域において大中型まき網漁業に使用することを廃止した船舶を含み、第3章第2節3（3）の規定に基づく大型化を含まない。以下、この表において同じ。）の最大トン数を超えていないこと。 ②～⑤ （略）	別表第1の1の階層3の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン未満に大型化した場合であって、今般200トン以上に大型化しようとする場合	① 当該操業区域で操業する別表第1の1の <u>階層3</u> の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した許可船舶（当該海域において大中型まき網漁業に使用することを廃止した船舶を含み、第3章第2節3（3）の規定に基づく大型化を含まない。以下、この表において同じ。）の最大トン数を超えていないこと。 ②～⑤ （略）
別表第1の1の階層4の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン未満に大型化した場合であって、今般200トン以上に大型化しようとする場合	① 当該操業区域で操業する別表第1の1の <u>階層3又は4</u> の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した許可船舶の最大トン数を超えていないこと。 ②～⑤ （略）	別表第1の1の階層4の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン未満に大型化した場合であって、今般200トン以上に大型化しようとする場合	① 当該操業区域で操業する別表第1の1の <u>階層4</u> の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した許可船舶の最大トン数を超えていないこと。 ②～⑤ （略）
別表第1の1の階層3の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した場合であって、今般更に大型化しようとする場合	① 当該操業区域で操業する別表第1の1の <u>階層3又は4</u> の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した許可船舶の最大トン数を超えていないこと。 ②～⑤ （略）	別表第1の1の階層3の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した場合であって、今般更に大型化しようとする場合	① 当該操業区域で操業する別表第1の1の <u>階層3</u> の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した許可船舶の最大トン数を超えていないこと。 ②～⑤ （略）
別表第1の1の階層4の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した場合であって、今般更に大型化しようとする場合	① 当該操業区域で操業する別表第1の1の <u>階層3又は4</u> の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した許可船舶の最大トン数を超えていないこと。 ②～⑤ （略）	別表第1の1の階層4の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した場合であって、今般更に大型化しようとする場合	① 当該操業区域で操業する別表第1の1の <u>階層4</u> の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した許可船舶の最大トン数を超えていないこと。 ②～⑤ （略）